

新型コロナウイルスに関する 市庁舎内での取り組みについて

問合せ先 総務課 (☎ 76 - 1102)



新型コロナウイルスの感染が世界中に拡大する中、本市においても4月7日に初めて市民の感染報告があり、7月28日現在までに16名の方の感染が確認されている状況です。また、本市だけでなく、愛知県内の各市町村で多くの感染事例が発生しています。このような中、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市庁舎では引き続き次のような対応をしています。

- ・ 手洗い、マスク、咳エチケットなど、一人ひとりの感染防止対策をはじめ、引き続き、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

〇消毒関係

- ・ 庁舎内は委託清掃員が毎日清掃し、各窓口のカウンターや会議室の机等を薬剤により消毒清掃しています。
- ・ 各会議室の使用前には、備え付けの消毒液での消毒を徹底しています。
- ・ 庁舎各出入口および各課に手指消毒薬を設置しています。



〇飛沫感染防止関係

- ・ 各課窓口等に飛沫感染防止パネルを設置し、一部ビニールカーテンも併用しています。
- ・ 職員対面用として、執務室内に飛沫感染防止パネルを設置しています。



〇換気関係

- ・ 1時間に10分間、庁舎の窓を開放し換気をしています。

〇3密(密閉・密集・密接)対策関係

- ・ 本庁舎各階ミーティングスペースや本庁舎6階レストランの座席数を削減し、テーブル配置を対面式から片側のみに変更しています。また、本庁舎6階レストランは併せて店舗入り口および外窓を常時開放しています。



〇その他周知関係

- ・ 本庁舎、東庁舎の屋上にある特定屋外喫煙場所に入る人数を制限しています。
- ・ 来庁者向けに、1時間に10分間、庁舎の窓を開放し換気を行っている旨を掲示しています。
- ・ 庁舎の各出入口には、新型コロナウイルス支援に関する申請や問い合わせ窓口の案内一覧を掲示しています。

「転出届や証明書の交付など」 〇来庁せずにできる手続き方法 をご活用ください

- ・ 転出届を郵送で受け付けています。また、各種証明書も郵送で請求できます。
- ・ マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書を搭載したもの）をお持ちの方は、コンビニエンスストア等で、住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書（現年度分）が取得できます。

▼詳細はこちら



問合せ先 市民窓口課 (☎ 76・1121)

